



お知らせ

# 被保険者・被扶養者調査 実施について

当健康保険組合では、被扶養者認定時に健康保険法に基づいた厳正なる被扶養者資格審査を行っておりますが、厚生労働省の指導により被扶養者の資格調査を毎年実施することとなっております。

平成31年度につきましては、下記要領にて実施しますので、皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

## 被扶養者調査対象者

- 配偶者
- 22歳以上(平成31年4月1日現在)、75歳未満(平成31年5月31日時点)の被扶養者  
ただし、「子(実子・養子)」については添付書類を免除とします。

## 調査内容

- 氏名・生年月日・現住所・電話番号などの確認
- 収入の確認
- 同居・別居の確認
- 別居家族への送金の確認

## 調査実施時期

- 調査表配布  
平成31年7月から約1ヶ月間
- 調査表回収  
各事業所(会社)により異なります

### 《あらかじめ、審査に必要な書類のご準備をお願いいたします》

- パート・アルバイトをしている方は、給与明細書すべて(賞与・感謝金なども含む)。通帳のコピーは原則認めません。
- 別居家族への送金証明書すべて。手渡しの場合は、被扶養者として認定できません。
- 自営業をしている方は、確定申告書・収支内訳書すべて。必要な場合は、帳簿等も提出していただきます。
- 各種年金をもらっている方は、直近の年金振込通知書。

詳細については、配布される「調査表記載案内」をご覧ください。

被扶養者の適正な認定について、ご理解とご協力をお願いします

**被扶養者の資格要件をご存じですか？**  
**被扶養者となっているご家族の収入を把握していますか？**



被扶養者の資格は、無条件に与えられているわけではなく、一定の要件を満たした場合に被扶養者として認定し、医療費などの保険給付を行っています。

毎年行われている被扶養者調査で、「配偶者の収入は知らない」「遠方にいるので、子供のことはわからない」「学生だから130万円を超える収入があるわけがない」といった声を聞きます。

被扶養者は、被保険者によって生計が維持されていることが必要ですから、被保険者は被扶養者の収入を把握し、資格要件を満たしていることを意識していただく必要があります。

また、学生であることが被扶養者の要件ではありません。実際に、学生であっても130万円を超える収入があったため、扶養削除となるケースが毎年数十件発生しております。

このように、資格がない人が被扶養者として健康保険に加入した場合、支払う必要のない給付をおこなうこととなり、皆様からお預かりした大切な保険料を不適切に使うこととなります。

健康保険組合では、国が定めた健康保険法などに基づき、被扶養者の認定を厳正に行っています。

健康保険組合といたしましても、けんぽだよりや、ホームページで扶養認定要件等を皆様にわかりやすくお伝えするよう努めてまいりますので、皆様におかれましても、『被扶養者の資格要件』や『健康保険組合への必要な手続き』について再度ご確認くださいませようお願いいたします。

● 扶養に関するお問い合わせ ● 外線:0422-52-5521 担当:品田(内)731-34656